

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社イグニス
コーポレート本部**実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見**

このたび公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

権利確定条件付き有償新株予約権(以下「有償新株予約権」)の発行は、新株予約権が適正な時価で発行され、発行会社が同額の現金を対価として受け取る場合には、従来通り企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に従うべきであり、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当しないと考える。

当社は、過去に数回にわたって役員・従業員・外部協力者に対して有償新株予約権を付与しているが、そのいずれにおいても報酬としての意図は存在しない。有償新株予約権は、従業員等が自社株式に将来的に出資することを企図して実施される投資制度であり、自社株式の保有を通じて株主とリスクリターンの目線を共有することにその意義を有する。当該新株予約権の発行に際しては、当該取引が報酬ではなく募集新株予約権に対する投資制度であるとの整理について弁護士・会計監査人とも相談し、異議がないことを確認した上で発行プロセスを進めた。そして、募集新株予約権の発行は投資制度として金融商品に準

じた会計処理を行うことが適切であるとの経営判断のもと、これを割り当てた。

特に、当社が外部協力者（当社サービスの根幹を担う重要な取引先）に対して発行した有償新株予約権は、付与時点において特段の権利確定条件は設定されておらず¹、付与対象者である外部協力者に当社の新株予約権を取得させることが最大の目的であったものである。この点、このような権利確定条件が付されていない新株予約権については、労働や業務執行等のサービスの対価としての性格が存在することはなく、報酬としての性質を有しないものとする。

しかしながら、本公開草案では、適用対象とする取引の範囲を第2項にて複数の要件を列挙しているが、その前提として「概ね次の内容で」という記載があることから、当該要件のうち特に重視される項目が何であるのかが明示されていない。現状案のように多くの要件を並列して列挙し、その本質を曖昧なままとした場合には、例えば当社の例のように従業員等を対象としない権利確定条件が付されていない新株予約権であっても、第2項で列挙される何らかの要件に抵触するという誤った解釈が生じやすく、これが報酬としての性格を有するものと読めってしまう恐れもある。

なお、本公開草案においては、「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」には、有償新株予約権の付与はストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとする旨が示されている（公開草案第4項但し書き）が、この点、「～されていないことを立証する」というのは、報酬該当性の推定を覆すに足りるだけの明確な反証が必要（ストック・オプション会計基準第29項）ということであり、現実的には当該規定を適用することは極めて困難であると考えられる。すなわち、ストック・オプション会計基準は、報酬としての対価性があることを当然の前提として基準が整備されているようにも読み取れる²。

従って、本公開草案2項(1)における適用対象とする範囲については、現状案の「市場価格がないもの」に加えて、「権利確定条件が付されていない場合」という内容を追加すべきであるとともに、その他の各要素についても特に重視する必須要件などを明示すべきである。

¹ 正確には、株価下落時において当該新株予約権の権利行使が義務付けられる旨の条件が設定されている、いわゆる強制行使条項が付されている。当該条項は、当社サービスの根幹部分に關与する主要メンバーである取引先に、当社の株価水準に対する意識付けることを企図したものである。

² スtock・オプション会計基準第23項では、「従業員等に付与される自社株式オプションは、一般的に報酬としての性格を持つと考えられる。」と記載されている。

質問2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見・理由】

質問1の通り、有償新株予約権は報酬としての性格を持つストック・オプションには該当しないものとするため、本公開草案の提案に同意しない。

質問3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見・理由】

質問1の通り、有償新株予約権は報酬としての性格を持つストック・オプションには該当しないものとするため、本公開草案の提案に同意しない。

質問4（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見・理由】

質問1の通り、有償新株予約権は報酬としての性格を持つストック・オプションには該当しないものとするため、本公開草案の提案に同意しない。

質問5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

本公開草案の適用により、有償新株予約権が会計上の報酬として位置づけられるため、損益計算への悪影響を嫌気する企業は発行の動機が薄まることとなる。企業にとっての有力なインセンティブ制度の選択肢を喪失することは望ましくないと思われ、この観点からも本公開草案の提案が再考されることを期待したい。

以上